

内閣参質一七〇第八六号

平成二十年十一月十八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員喜納昌吉君提出田母神俊雄前航空幕僚長の「論文」問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員喜納昌吉君提出田母神俊雄前航空幕僚長の「論文」問題に関する質問に対する答弁書

一について

自衛隊員の懲戒処分については、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）等の関係法令に基づき、所定の手続を通じて、行為の程度、内容、動機、状況、改しゆんの程度、部内外に及ぼす影響等を総合的に判断して決定すべきと考えている。

二及び三について

自衛隊員が歴史を客観的に理解することは、自衛隊が国民の期待と信頼にこたえ、適切に任務を遂行していく上で必要である。このため、防衛省においては、自衛官としての資質等を養い、職務遂行に必要な能力等を修得させるための教育を行っており、その一環として、我が国の歴史についても教育を行っている。

防衛大学校においても、歴史について、例えば、「太平洋戦争への道（太平洋戦争原因・敗因研究）」という科目においては「太平洋戦争への道 文献・資料集」という資料を、「日本戦争史」という科目においては「日本戦争史」という資料を用いるなどして、歴史を客観的に理解させるよう教育を行っている。

防衛省としては、今後とも、こうした教育を適切に行っていくため、教育内容について必要に応じて見直し等を行ってまいりたい。